

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第30号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(警務作業手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第32条第1項第2号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、<u>次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>留置施設の看守</u> 200円</p> <p>(2) <u>被疑者（被告人その他法令により拘禁されている者を含む。）の護送</u> 180円</p> <p>4～8 略</p> <p>9 条例第32条第1項第8号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛 1,150円</p> <p>(2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛又は警護要則（平成6年</p>	<p>(警務作業手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第32条第1項第2号に規定する作業に係る警務作業手当は、職員が留置施設を看守し、又は被疑者（被告人その他法令により拘禁されている者を含む。）を護送する作業に従事した場合に<u>支給し、その額は、職員が作業に従事した日1日につき240円とする。</u></p> <p>4～8 略</p> <p>9 条例第32条第1項第8号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛又は警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号に規定する警護対象者の警護 1,150円</p> <p>(2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛 640円</p>

改正前	改正後
<p><u>国家公安委員会規則第18号) 第2条に規定する警護対象者の警護</u> 640円</p> <p>10 条例第32条第1項第9号に規定する作業に係る警務作業手当は、職員が防弾装備を着装し、及び武器を携帯して作業に従事した場合に支給し、その額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>銃器（銃器と思料されるものを含む。）</u>が使用されている犯罪現場における犯人逮捕若しくは人質救出又は当該現場の直近において行う犯人説得 1,640円</p> <p>(2) <u>銃器を使用した犯人又は銃器（銃器と思料されるものを含む。）</u>を所持している犯人の逮捕 1,100円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第2号に掲げる作業（<u>銃器を使用した犯人の逮捕に限る。</u>）に付随して行われる固定配置 820円</p> <p>(5) <u>銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張り付け警戒</u> 820円</p> <p>(6) 暴力団等から<u>銃器</u>による危害を加えられるおそれがあると警察本部長が認める者を保護するために行う身辺警戒及び固定警戒 820円</p> <p>11～20 略</p>	<p>10 条例第32条第1項第9号に規定する作業に係る警務作業手当は、職員が防弾装備を着装し、及び武器を携帯して作業に従事した場合に支給し、その額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>銃器、クロスボウ、爆発物（以下「銃器等」という。）若しくは銃器等と思料されるもの</u>が使用されている犯罪現場における犯人逮捕若しくは人質救出又は当該現場の直近において行う犯人説得 1,640円</p> <p>(2) <u>銃器等を使用した犯人又は銃器等若しくは銃器等と思料されるもの</u>を所持している犯人の逮捕 1,100円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第2号に掲げる作業（<u>銃器等を使用した犯人の逮捕に限る。</u>）に付随して行われる固定配置 820円</p> <p>(5) <u>銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張り付け警戒</u> 820円</p> <p>(6) 暴力団等から<u>銃器等</u>による危害を加えられるおそれがあると警察本部長が認める者を保護するために行う身辺警戒及び固定警戒 820円</p> <p>11～20 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。